

(記載例1)

島根県最低賃金改定のお知らせ

島根県内の事業場で働くみなさんの最低賃金が改定されました。

件名	時間額	引上額	発効日
島根県最低賃金	1,033円	71円	令和7年11月17日
特定最低賃金	製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材 製造業	1,163円	71円
	はん用機械器具、生産用機械 器具、業務用機械器具製造業	1,134円	66円
	電子部品・デバイス・電子回 路、電気機械器具、情報通信 機械器具製造業	1,058円	71円
	自動車・同附属品製造業	1,094円	66円
	百貨店、総合スーパー	令和7年11月17日から島根県最低賃金1,033円 が適用されます。	
	自動車(新車)小売業	1,069円	69円

島根労働局賃金室 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階 0852-31-1158

(記載例2)

島根県最低賃金 改定のお知らせ

島根県内の事業場で働くみなさんの最低賃金
が改定されました。

島根労働局賃金室
松江市向島町134-10
松江地方合同庁舎5階
0852-31-1158

件名	時間額	引上額	発効日
島根県最低賃金	1,033円	71円	令和7年11月17日
特定最低賃金	製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材 製造業	1,163円	71円
	はん用機械器具、生産用機械 器具、業務用機械器具製造業	1,134円	66円
	電子部品・デバイス・電子回 路、電気機械器具、情報通信 機械器具製造業	1,058円	71円
	自動車・同附属品製造業	1,094円	66円
	百貨店、総合スーパー	令和7年11月17日から島根県最低賃金1,033円 が適用されます。	
	自動車(新車)小売業	1,069円	69円